

前橋市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表(第1条関係)

第1条関係改正案	現 行
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第7条の2 省略</p> <p>第7条の3 医療職給料表の適用を受ける職員として新たに採用された職員には、月額<u>41万4,800円</u>を超えない範囲内の額を、初任給調整手当として支給する。</p> <p>2 省略 (宿日直手当)</p> <p>第15条 省略</p> <p>2 前項の宿日直勤務のうち常直的な宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務に対して、<u>2万2,000円</u>を超えない範囲内において、市規則で定める月額<sup>の</sup>宿日直手当を支給する。</p> <p>3 省略 (勤勉手当)</p> <p>第19条 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u>(特定幹部職員にあっては<u>100分の115</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>(特定幹部職員にあっては、<u>100分の57.5</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～4 省略</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第17条中「前条第1項」とあるのは「第19条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第19条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(第19条第1項に規定する市規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。)」と読み替えるものとする。</p> <p>別表第1 省略</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第7条の2 省略</p> <p>第7条の3 医療職給料表の適用を受ける職員として新たに採用された職員には、月額<u>41万4,300円</u>を超えない範囲内の額を、初任給調整手当として支給する。</p> <p>2 省略 (宿日直手当)</p> <p>第15条 省略</p> <p>2 前項の宿日直勤務のうち常直的な宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務に対して、<u>2万1,000円</u>を超えない範囲内において、市規則で定める月額<sup>の</sup>宿日直手当を支給する。</p> <p>3 省略 (勤勉手当)</p> <p>第19条 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の90</u>(特定幹部職員にあっては<u>100分の110</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の42.5</u>(特定幹部職員にあっては、<u>100分の52.5</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～4 省略</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第17条中「前条第1項」とあるのは「第19条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第19条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する市規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。</p> <p>別表第1 省略</p>

## 前橋市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表(第2条関係)

第2条関係改正案	第1条関係改正後
<p>(期末手当) 第16条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u> (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市規則で定める職員を除く。第19条第2項において「特定幹部職員」という。))にあっては、<u>100分の110</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 省略 (勤勉手当) 第19条 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の92.5</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の112.5</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>(特定</p>	<p>(期末手当) 第16条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5</u>を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市規則で定める職員を除く。第19条第2項において「特定幹部職員」という。))にあっては、<u>6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の117.5</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の80</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」と、「<u>100分の117.5</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 省略 (勤勉手当) 第19条 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u>(特定幹部職員にあっては<u>100分の115</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>(特</p>

幹部職員にあっては、 <u>100分の55</u> )を乗じて得た額の総額 3～5 省略	定幹部職員にあっては、 <u>100分の57.5</u> )を乗じて得た額の総額 3～5 省略
---	--

前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例新旧対照表(第3条関係)

第3条関係改正案	現 行
(給与条例の適用除外等) 第9条 省略 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第7条第3項、第9条の2の2、第15条の2第1項及び第16条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年前橋市条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第7条第3項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、給与条例第9条の2の2中「医療職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表の適用を受ける職員及び任期付職員条例第7条第1項の特定任期付職員給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第15条の2第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第16条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の170</u> 」とする。 別表 省略	(給与条例の適用除外等) 第9条 省略 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第7条第3項、第9条の2の2、第15条の2第1項及び第16条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年前橋市条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第7条第3項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、給与条例第9条の2の2中「医療職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表の適用を受ける職員及び任期付職員条例第7条第1項の特定任期付職員給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第15条の2第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第16条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」とする。 別表 省略

前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例新旧対照表(第4条関係)

第4条関係改正案	第3条関係改正後
(給与条例の適用除外等) 第9条 省略 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第7条第3項、第9条の2の2、第15条の2第1項及び第16条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年前橋市条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第7条第3項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)」	(給与条例の適用除外等) 第9条 省略 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第7条第3項、第9条の2の2、第15条の2第1項及び第16条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年前橋市条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第7条第3項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)」

と、給与条例第9条の2の2中「医療職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表の適用を受ける職員及び任期付職員条例第7条第1項の特定任期付職員給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第15条の2第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第16条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の167.5」とする。

と、給与条例第9条の2の2中「医療職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表の適用を受ける職員及び任期付職員条例第7条第1項の特定任期付職員給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第15条の2第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第16条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の170」とする。